農業施策の基本的な方針の見直しについて

1 主旨

本市農林業について重点的に実施すべき施策の方向性を示した「農業施策の方向性 (H28-32)」の実施期間が令和2年度で終了することから、その後の本市農業施策の基本的な方針の取り扱いについて検討するもの。

【農業施策の方向性(H28-32)】

本市農業が経済社会の構造変化等に的確に対応し、産業として持続的に発展するため、 第1次産業の振興に資する農業施策を推進する上で基本的な方針をまとめたもの。目指す べき将来像や将来像の実現に向けた4つの柱を位置づけている。

2 必要性

- (1) 令和2年度に現方向性の実施期間を終えることから、策定当時以降の経済情勢や営農を 取り巻く環境の変化に対応した新たな方針を定める必要
- (2) 平成30年10月より「仙台市総合計画」の見直しについて議論されており、新たな仙台 市総合計画に対応した農業施策を検討していく必要
- (3) 令和2年3月に閣議決定された国の「食料・農業・農村基本計画」に対応した農業施策 を検討していく必要

以上から、令和2年度において農業施策の基本的な方針を見直すこととする。

3 基本的な考え方

- (1) 現行の「農業施策の方向性」に掲げる目指すべき将来像やそれに向けた4つの柱を基本としつつ、近年の社会情勢や農政等で掲げられる事項を踏まえた見直しを行う
- (2) 市策定の新たな「仙台市総合計画」「経済成長戦略 2023」及び国「食料・農業・農村基本計画」等の基本的な考え方を反映する
- (3) 地域農業者等が抱える課題や現状、支援のニーズ等を踏まえ、持続的な農業振興に結び付く施策の方針とすることを目指す
- (4) 国等の方針を踏まえ、適宜見直しが出来るよう位置付け、5年を目途に見直しを行う
- (5) 見直される方針を基に、新たな農業施策や各種事業展開について検討する

4 見直しの手法

- (1) 農政推進協議会のもとに「仙台市農業施策基本方針検討委員会」を設置し、見直し素案 を検討する(3回実施を想定)。
- (2)検討委員会主催により、農業者や食に関連する事業者等から意見を聞く「懇話会」を開催し、新たな基本方針素案の内容に反映する。
- (3) 検討委員会で整理した基本方針素案及び推進体制を農政推進協議会で協議し、新たな基本方針として決定する。

【今後のスケジュール】

令和2年9月	• 検討委員会①	 見直しの考え方等について
令和2年10~11月	- 懇話会①~③	 地域農業者等から意見のヒアリ ング
令和3年1月	•検討委員会②	 新方針素案について
令和3年2月	•検討委員会③	 新方針素案の決定
令和3年3月	• 農政推進協議会	 新方針案の決定

< 協議決定事項 >

(1) 検討委員会を設置し、新たな農業施策の基本方針素案の検討について付託 すること

【主な検討事項】

- 方針
- 講ずべき施策
- 推進体制
- (2)検討委員会の名称 「仙台市農業施策基本方針検討委員会」